

平成23年度事業計画書

<実施方針>

平成23年度における財団事業については、健全な財政運営を堅持しつつ、経済社会情勢に即した適正な事業展開を図る。特に、一般財団法人移行については、平成23年6月に申請し、平成23年10月新法人移行を目指す。

1. 会館の管理運営

中長期的視点の下に、大規模修繕等工事を平成21年度から実施しているが建物を共有する日本弁理士会とも協議しながら平成23年度も必要度の高い個所等精査し効果的に実施する。今後も施設の運営を効率的に進めながら新たな公益事業の展開を着実に進める。

日本弁理士会と共有する会館施設の当財団の利用状況は、次表のとおりである。
(平成23年3月現在)

階数	貸事務室への入居団体名()内は㎡	貸会議室名()内は㎡
1階	日本弁理士会 (93)	
4階	社団法人発明協会(406)	
5階	社団法人発明協会(406)	
6階	空室 (157)	G室(157)
7階	社団法人発明協会(2室計92)	B室(49)、C室(34)、D室(45)
8階		A室(37)、会館事務室、談話室

1) 貸事務室

中小企業その他商工業に係る団体の事業の円滑な実施を図るために設置運営している貸事務室は、上記の表のとおり、社団法人発明協会と日本弁理士会となっている。現在、6階の157㎡が空室となっているがテナント探しには努力して行く。貸事務室の利用環境整備に引き続き配意しつつ、適切な施設運営を行う。また、駐車場については、共有先の「日本弁理士会」と連携し、利用者の増大に努める。

2) 貸会議室

中小企業、商工業に携わる方々のために設置運営している貸会議室は、前表の通り計5室(322㎡)である。霞が関の地の利、中・小会議室の設置等の利便性もあって、平成21年度では、財団法人、社団法人、NPO法人、福祉法人等の公益団体の利用が926件(78%)、共益団体の利用は、138件(12%)、その他商工業に係る利用は、123件(10%)となっている。貸会議室事業は、財団の設立当初からの目的事業であ

り更なるサービス向上にも努めながらニーズに合わせた事業展開を図る。

一般財団法人への移行では、この貸会議室事業を継続事業として公益目的支出計画事業の柱とする。

施設の貸与についての「公益認定等ガイドライン・公益目的事業のチェックポイント」(注1)に従って、運営方法を先行予約制に改善し、平成23年4月1日からは、公益団体等の予約受付は3月前、それ以外での予約受付は1月前とし、公益目的での貸与を優先する。

公益団体以外での利用は少数ではあるが商工業に係る利用である。これは、「公益認定等ガイドライン・公益目的事業のチェックポイント」(注2)に合致すると共に貸会議室の有効利用運営に繋がることから、公益目的以外での利用も継続する。

(注1) 公益目的での貸与は、公益目的外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。

(注2) 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的と位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

2. 調査研究事業等

産学官の関係者が連携し、交流を深めながら商工業の重要課題について調査研究する「エネルギー・環境問題研究会」(座長、入江一友東京大学大学院教授)及び「産業と技術の比較研究：政策論と経営論への含意」(座長、児玉文雄東京大学名誉教授)は、本年も継続して行う。この事業については「公益認定等ガイドライン・公益目的事業のチェックポイント」(注3)に従い、結果については、当財団のホームページへ掲載することとしたい。また、産学官関係者の交流の場として談話室を提供するとともに、これらの者の交流を促進するため「談話室の会」を開催する。

(注3) 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容について外部からの問い合わせに答えないということはないか。

3. 情報収集提供事業

経済産業省の職員録及び主要事項・政策、商工関係諸団体の所在情報等を収集し、これらを冊子「経済産業ハンドブック」(2012版)にまとめ、商工関係諸団体等の利便に供することとする。

また、産業団体等の会報等の受託編集事業を実施することとする。なお、「政策記録保存事業」も継続して行う。